

第4次わたらい子ども読書活動推進計画

令和4年2月

度会町教育委員会

目 次

	掲載ページ
I 計画の基本方針	1
II 家庭，地域，学校等における読書活動の推進	3
1 家庭	3
2 地域	4
○度会町中央公民館図書室，度会町地域交流センター図書室	5
3 学校等	6
(1) 小学校	6
(2) 中学校	8
(3) 保育所	9
(4) 子育て支援の場	10
III 町教育委員会の役割	11
○推進体制の整備	
「度会町青少年育成町民会議 読書推進部会」の設置	11
【参考】	
子どもの読書活動の推進に関する法律	12

I 計画の基本方針

子どものときに大人から聞いたたくさんのお話を聞きかえりや昔ばなしは、大人になっても心の中で生きています。

近年、情報メディアの普及により子どもたちの生活は、テレビやゲーム、パソコン、スマートフォンといった映像の世界が中心となっており、自分の好きな時に好きな場所で、おはなしの世界に浸り、自分の好きな空間に身を置くことのできる読書から遠ざかってきています。

読書は、自分の好みのスピードで読み進めていくことができ、気持ちが和らいだり、ハラハラしたり、さらには深い感銘を受けたりして、心に栄養を与えてくれます。また、美しい文章や優れたストーリーは、知性を磨き、感性を豊かにしてくれます。そのような本との魅力的な出会いを子どもたちにたくさん体験してほしいと思います。

国においては、読書のはかり知れない価値を認識して、平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し公表することや、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定し公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

この法律のもと、本町においては、平成18年度に「度会町子ども読書活動推進計画策定委員会」を発足し、「本町の子どもを取り巻く読書環境の実態調べ」や、児童生徒に「読書に関する意識調査」、保育園児の保護者に「子どもの読書に関する意識調査」を行い、調査研究を進めてきました。そして、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、平成19年2月に「わたらい子ども読書活動推進計画」、平成23年12月に「第2次わたらい子ども読書活動推進計画」、平成29年1月に「第3次わたらい子ども読書活動推進計画」を策定し、読書環境の充実に取り組んでまいりました。

この度、令和3年度で第3次計画が終了することから、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「第4次わたらい子ども読書活動推進計画」を策定します。この推進計画は、計画の期間を令和4年度から令和8年度までの5ヶ年とし、必要に応じて見直しを行いながら、すべての子どもたちが、本と出会うことができる環境を整備していきます。そして、次のことを目標とします。

- 1 家庭、地域、学校等で連携して読書活動を推進し、子どもの読書活動推進のための諸条件の整備を行います。
- 2 町教育委員会の役割を明確にし、効果的な取り組みを進めるとともに、子ども読書活動の推進に関する様々な活動を支援していきます。

なお、読書は、大人が強制するものではありません。自分の意思で自由に自発的に行われるものです。子どもたちが生き生きと暮らし、人生を豊かにするための取り組みとして、子ども読書活動を推進していきます。

Ⅱ 家庭、地域、学校等における読書活動の推進

子どもが自ら読書に親しむようになるためには、家庭、地域、学校等あらゆる場所で子どもの成長に応じた読書活動を行えることが大切になってくると考えます。読書環境の整備や読書の楽しさを味わう行事等を積極的に行い、子どもが読書に親しむ習慣づくりを応援します。

1 家庭

【現状について】

本を読む場所として、町内のどの年代の子どもたちも「家庭」が多いようです。また、保育園児は、「読書」よりも「読み聞かせ」を好み、小中学生になると、「読み聞かせ」より「読書」を好む傾向が次第に強くなってきています。

しかしながら、年々映像媒体の多様化等により活字離れが進み、読書習慣が身につにくくなってきていることから、よりいっそう家庭での読書推進が求められています。

【目標との方策】

① 家族での読書のすすめ

読書を楽しむ時間を家族で分かち合うことは、子どもの読書に対する興味・関心が深まり、読書習慣を確立するのに大切です。家庭で親が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたりして、読書を通じて団らんがもたれるよう啓発を図ります。

② 読書に関する行事への参加

家庭における読書の重要性が理解され、実践されるように、「おはなし会」や図書室等を活用した行事や、子育て支援の講座等に進んで参加してもらうよう努めます。

2 地域

【現状について】

本町には公立図書館がありませんが、度会町中央公民館図書室や度会町地域交流センター図書室がその役割を担っています。

また、町内の保育所に出向いて「おはなし会」を行うボランティア活動は以前からありましたが、平成17年7月より毎月1回、度会町中央公民館や度会町地域交流センターにおいて、町教育委員会が募集した読書ボランティアスタッフによる「おはなし会」が行われるようになりました。

平成18年度からは、この読書ボランティアスタッフを中心に、おはなしサークル「かぼちゃのたね」が立ち上げられ、町内の保育園児や小学生を対象に、読み聞かせ活動を行っています。

このように子ども読書活動推進に対する機運は高まってきています。度会町中央公民館図書室と度会町地域交流センター図書室の蔵書数は合わせて約11,500冊（令和3年9月調べ）であり、まだまだ十分とは言えませんが、できる限り住民のリクエストを本の購入に反映させ、少しずつですが、読書環境の整備を進めています。

【目標との方策】

① 度会町中央公民館、度会町地域交流センターにおける読書活動の推進

度会町中央公民館図書室や度会町地域交流センター図書室が公立図書館の機能を果たし、地域の読書活動の中心となり、関係機関との連携を図り様々なサービスが提供されるように努めます。

② 民間団体における読書活動の推進とその育成

地域で活動している読書関係団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与しています。「読み聞かせ」や「おはなし会」等、多様な子どもの読書活動に対する活動を推進し、また、これらの団体を支援し育成に努めます。

③ 「子ども読書の日」「秋の読書週間」などの取り組み

子どもの読書活動についての関心と理解を深める日として「子ども読書の日」（4月23日）が、設けられています。度会町中央公民館、度会町地域交流センター等において啓発していくとともに、学校においても、子ども読書の日になんだ行事の開催に努めます。

秋の読書週間を中心とした期間にも、イベントや「おはなし会」等を開催し、啓発を図ります。

④ 南伊勢高等学校度会校舎図書館の利用推進について

本町に所在する南伊勢高等学校度会校舎は、図書館の地域開放を行っています。図書館と地域の交流に積極的に取り組んでおり、平成31年度には、『子どもの読書活動優秀実践校』として文部科学大臣表彰を受けるなど、地域の読書活動推進に大きく寄与しています。今後も連携して相互交流を進めながら、利用の推進や周知を図ります。

○ 度会町中央公民館図書室、度会町地域交流センター図書室

【現状について】

度会町中央公民館図書室は、蔵書数約3,600冊（令和3年9月調べ）で、年々利用者のニーズに応じて図書を増冊しています。年間貸出冊数は少ないものの、隣接する中学校の放課後の学習や、公民館の講座受講の空き時間など、小中学生や高齢者の利用する姿が見られます。また、県立図書館が行っているオンライン予約配送サービス（e-Booking）の受け取り場所ともなっています。

度会町地域交流センターは平成17年度に開館され、図書室には約7,900冊（令和3年9月調べ）の図書があり、児童図書の他、大人向けの図書や雑誌を備え、親子での利用のニーズに答えています。度会町地域交流センター図書室は、乳幼児から小学生以上、度会町中央公民館図書室は中・高校生以上の方が利用されていることが多いようです。

なお、度会町地域交流センター図書室では、地域住民から要望の強かった図書の貸し出しを平成21年度から始めました。現在は毎週土曜日の午前11時から午後5時に貸し出しを行っています。

また、両施設に加えて小中学校図書館を含んだ図書の一元管理を目的にデータ化を行い、ネットワークシステムを構築するとともに、図書館運営補助員を配置して、よりよい環境整備に努めています。

令和2年度には、新型コロナ対応臨時交付金を活用した「図書館パワーアップ事業」を実施し、中央公民館図書室の図書を約600冊購入するとともに、町ホームページからの図書検索機能追加、全図書室のカードを共通化などにより、より利用しやすい図書室となりました。

【目標とその方策】

① 度会町中央公民館図書室、度会町地域交流センター図書室の図書の整備・充実

両施設における子どもたちの利用の実態に合わせ、図書の整備・充実を図っていきます。また、度会町中央公民館図書室では、県立図書館が行っているオンライン予約配送サービス（e-Booking）の利用を推進します。

② 地域の読書関係団体への支援

子どもの読書に関する情報提供や資料の貸し出し、「読み聞かせ」や「おはなし会」等、子どもの多様な読書活動に対する場の提供を積極的に行います。

③ 障害のある子どもの読書活動推進のための条件整備

障害のある子どもたちの実情を把握し、自主的に読書活動を行うことができるよう諸条件を整備・充実していきます。また、幅広い対応のできる資料の収集等を積極的に進めるとともに、度会特別支援学校等関係機関との連携を図ります。

④ 広報啓発活動の充実

町広報紙で毎月本の紹介等を行うとともに、町広報紙の特集やSNS等での紹介にも積極的に取り組んでいきます。また、学校教職員や学校図書館運営補助員と連携し、中央公民館や地域交流センター図書室の子どもたちの積極的な利用を推進します。このような広報啓発活動を計画的に行うことにより、子どもの読書に対する興味を引き出すとともに、大人の読書に対する取り組みをも喚起するよう努めます。

⑤ 図書担当職員への研修機会の確保

児童図書や児童文学に関する広範な知識と、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識を持って指導に資するため、図書担当職員等が、研修会や講習会に積極的に参加するよう努めます。

3 学校等

(1) 小学校

【現状について】

小学校開校当初は、「学校図書館図書標準※」を満たしていない状態でしたが、現在は標準数を満たし、充実が図られてきたといえます。また、児童の読書時間についても、以前の調査では、1日に30分以上読書をする児童の割合が、全体の30%に満たないという現状がありましたが、今年度の調査では、40%以上を占めました。徐々に読書の習慣がつかってきた児童が増加していることがうかがえます。この傾向が一過性のものとならないよう、さらに取り組みを進めていくことが重要です。

また、図書館や学級で、すべての領域において十分な冊数がそろっていない現状もあります。児童一人ひとりの興味関心やニーズに合わせた蔵書の充実が必要です。

※学校図書館図書標準とは、各学校の学級数によって定められた、学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数のことです。

【目標とその方策】

① 子どもの身近に本がある環境づくり

子どもが主体的に本を探し、読書の楽しさに出会えるような配架や室内レイアウト等の工夫を行うとともに、図書資料の充実を計画的に進めます。

また、子どもたちがすぐに本を手にとって読めるような学級文庫の充実に努めます。

② 子どもが読書に親しむ時間の確保と計画的な読書活動の推進

学校図書館活動計画に基づいて、読書習慣づけのためにその時間を十分確保し、子どもが本に接する機会を多くつくります。また、学校図書館を利用した授業に積極的に取り組み、学校生活全般において子どもの読書推進を図ります。

③ 読書活動推進のための教職員の研修会への参加と学校図書館運営補助員の有効的な活用

より多くの教職員が、子どもの読書活動を推進していけるように研修会等に参加するように努めます。

また、図書館運営補助員と協力し、子どもたちが図書室を利用しやすい体制を構築します。

④ 読書関係団体や保護者等との連携と協力

地域で活動する読書関係団体や保護者等と連携・協力し、「読み聞かせ」「おはなし会」等の、多様な読書活動の展開を図っていきます。

⑤ 保護者への子ども読書活動推進の働きかけ

家庭で読書に関する話題が広がるように工夫した図書館だよりを発行したり、懇談会や学校行事に保護者や地域の人が学校を訪れる機会をとらえて読書活動の推進を働きかけたりすることにより、家庭における読書の習慣化をすすめます。

(2) 中学校

【現状について】

本町の中学校では読書意欲の高い生徒が多く、今年度の調査では、1日30分以上読書をする生徒の割合は30%以上を占め、全国・三重県の平均を上回っています。それは朝の読書などの読書活動の成果と考えられます。学校ではいつも手元に朝の読書用の本があり、休み時間や自習の時間にさっと読める体制ができています。

第3次計画策定時には文部科学省の「学校図書館図書標準」を達成していませんでしたが、現在は標準数を満たしており、環境の充実が図られてきたと言えます。

図書館運営補助員との協力により、開館時間も増え、蔵書の配置やスペース、おすすめ本の紹介などの工夫が凝らされてきました。その結果、年々図書館の利用度は高まってきており、生徒が主体となる読書啓発活動の取組等が行われ、貸し出し冊数も増えています。

【目標とその方策】

① 本と出会う場所作り

生徒が多くのおい本と、本の楽しさと出会える場所として、図書館の配架とレイアウトが重要と考えます。また、中学校規模に応じた図書の冊数をそろえることも大切です。

② 本と出会う時間作り

「朝の読書」を続けると共に、積極的に図書と図書館を利用した授業を展開し、本と接する時間を保障していく必要があります。

③ 本と出会うための人

生徒が必要とする図書を適切に勧めるには、専門的な知識が必要です。すべての教職員が、生徒の読書活動が推進していけるような研修会などに積極的に参加できるように努めます。

④ **本が出会わせる人**

図書便りなどで家庭での読書を勧めるようにすることで、家庭での話題が広がるようにします。

(3) **保育所**

【現状について】

本町の保育所では、定期的に園児に本の貸し出しを行っています。この貸し出しは、大変好評で、「親子で楽しんで読んでいます」とか「家にはない様々な絵本が読めるので、とても喜んでいきます」という感想が多数寄せられています。

また、以前行ったアンケートの結果から、「大人に本を読んでもらったり、おはなしをしてもらったりすること」を「好き」という園児の多いことがわかりました。このことから保育士による「読み聞かせ」や親子での読書の大切さがうかがえます。

【目標とその方策】

① **図書の整備と充実を図り、本の貸し出しによる親子読書のすすめ**

子どもが自ら手にとって絵本や物語等に親しめるように並べ方の工夫や、本の計画的な購入により充実を図ります。また、家庭での親子読書をすすめるため、保護者に対して絵本等の貸し出しを促進します。

② **読書関係団体や保護者等との連携と協力**

絵本や物語等とのよい出会いのために地域で活動する読書関係団体や保護者等と連携・協力し、「読み聞かせ」「おはなし会」等を計画的に実施するように努めます。

③ **子どもの読書活動を推進するための研修会への積極的な参加**

すべての保育士が、「読み聞かせ」等の知識や技術の習得・向上を目的として、研修会等に積極的に参加するように努めます。

④ **保護者への子ども読書活動推進の働きかけ**

家庭で読書に関する話題が広がるように工夫した保育所だよりを発行したり、懇談等の場を活用して読書活動の推進を働きかけたりすることにより、家庭における読書の習慣化をすすめます。

(4) 子育て支援の場

【現状について】

「子育て支援センター」では、乳幼児を対象とした子育て支援事業「わたっこ広場」や「遊・友・YOUくらぶ」において、親子での絵本の読み聞かせや紙芝居を行っています。また、子育て支援事業として、ブックスタート[※]事業も実施し、保護者に読書を通しての親子のふれあいの大切さを啓発しています。

[※]ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験とついでに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、市区町村自治体の活動として実施しています。

【目標との方策】

○ 保護者に読書を通して親子でふれあうことの大切さを啓発

乳幼児期から絵本に出会い、絵本を楽しみながら親子がふれあうことは、子どもに安心感を与え、親子の絆を深める手助けになります。乳幼児を対象とした子育て支援事業等において、保護者に読書を通しての親子のふれあいの大切さを啓発していきます。

Ⅲ 町教育委員会の役割

○ 推進体制の整備

「度会町青少年育成町民会議 読書推進部会」の設置

度会町における子どもの読書活動推進のため、「度会町青少年育成町民会議読書推進部会」を設置し、次の活動を行います。

- ①町内における子ども読書活動の推進に関する取組を進めるとともに進捗状況を把握し、必要に応じて助言したり、随時、見直しを行ったりします。
- ②子どもの読書活動を推進するための施策を立案します。
- ③子どもの読書活動推進に関する講演会や研修会等を開催し、子どもを取り巻く大人の啓発を図ります。

【参考】

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日
法律 第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を实

施すよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。